

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 新中央診療棟整備等に関する 包括的支援業務仕様書

1 委託業務名

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 新中央診療棟整備等に関する包括的支援業務

2 業務の目的

本業務は、岐阜県立多治見病院新中央診療棟建築、東病棟改修及び付属施設棟整備（以下「新中央診療棟整備等」という。）の設計業務と深く関わる各部門の運営システム計画、現診療棟からの移設を含めた医療機器の整備計画、新中央診療棟整備等に先立ち31年度に整備する予定である電子カルテシステム等の医療情報システム整備計画等の新中央診療棟整備等に必要な業務を委託することで、平成29年度から始まる設計業務と調整・整合を図り、円滑に事業を実施することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成32年3月31日まで（新棟整備着工前まで）

4 業務の内容

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 新中央診療棟整備基本計画のコンセプトを実現するために必要な業務を、基本設計・実施設計と調整を行いながら実施する。なお、現時点で想定される業務は下記のとおりであるが、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「当院」という。）との協議により変更することを妨げない。また、各年度において行う業務及びその年度に支払う委託料はその年度当初に当院と受託者と協議を行い決定する。

なお、医療情報システム整備支援業務については、平成31年度当初に新電子カルテシステムを導入する予定であるので、平成29年度中に新システムの仕様を決定し、平成30年度当初には入札・契約を行う必要がある。

（1）運営計画策定支援業務

新中央診療棟において主要部門（外来・救急・手術・検査・放射線診断等）のヒト・モノ・情報の流れを整理した運営マニュアル等の運営計画を作成する。必要に応じて各部門のヒアリングを実施し、課題・要望を整理し計画を策定する。

また、運用の観点から、基本設計、実施設計図を確認するとともに、課題に対する提案を行う。

ア 運営マニュアル作成業務

イ 医療情報システム・医療機器等との調整業務

ウ 基本・実施設計との調整支援業務 等

（2）医療機器・什器・備品整備計画支援業務

現有医療機器・什器・備品を調査し、新病院への移設可能機器と更新・購入機器の把握並びに調整を行い、予算内で調達できるよう医療機器・什器・備品リスト及び整備計画を精査（更

新) する。計画の更新に当たっては、必要に応じて各部門のヒアリングを実施する。

また、設計の進捗に併せ、設計会社が設計図面にプロットする医療機器に対し、運用面、スペース等の必要な情報を提供する。また、大型医療機器の搬入動線や必要な施設整備の情報を提供する。

期中に投資する医療機器の入札仕様書等の作成についても支援を行う。なお、平成 31 年度には、届出が他の医療機器よりも時間を要する放射線医療機器の入札仕様書作成支援が必要となる。

ア 医療機器・什器・備品リストの精査・更新業務（現有機器等の確認業務）

イ 医療機器・什器・備品配置図作成業務

ウ 医療機器等選定資料作成業務

エ 期中投資医療機器の入札仕様書作成業務

オ 基本・実施設計との調整支援用務 等

(3) 医療情報システム整備支援業務

現在使用している電子カルテシステムに代わる新電子カルテシステムを平成 31 年 5 月には稼働する計画であるため、電子カルテシステム更新に向けた準備を進めるとともに、電子カルテシステムに接続される医療システムの移行や新規システムについて導入等の全体計画を提案する。計画の策定に当たっては、必要に応じて各部門のヒアリングを実施する。

新電子カルテシステムの構築のため、平成 29 年度に電子カルテシステムの調達仕様書や入札に必要な募集要項等の作成を行う。また、遅くとも 30 年度当初までにシステム業者との契約が必要となるため、募集要項等の作成が必要となる。30 年度においてはシステム開発のために会議に出席し病院運営の観点等からの提案を行い、システム開発終了後は職員が新システムに対応できるようリハーサルを行う。

その他、期中に投資する医療情報システムの入札仕様書等の作成や新中央診療棟整備時に導入する医療システムの提案・検討支援を行う。

ア 期間中に更新・導入する医療情報システムの調達仕様書、募集要項等作成支援

イ 医療情報システムのシステムベンダ選定支援

ウ 医療情報システムのシステム開発支援（開発のための会議への出席等）

エ 医療情報システムのリハーサル支援

オ 新規導入する医療情報システムの提案・検討

カ 基本・実施設計との調整支援用務 等

(4) 基本・実施設計支援業務

上記 (1) ~ (3) の各業務において、基本・実施設計の支援業務として、各部門の運営の視点からの提案や設置予定の医療機器等の与条件の整理及び配置図の作成等を行い、諸室・数・面積・取り合い等の検証を行うとともに、設計との調整等を行う。

なお、設計業務の工程や進捗に併せた支援業務を行うこと。

ア 医療機器・什器・備品配置図の作成（再掲）

イ 部門別・部屋別医療機器リストの更新（再掲）

ウ 建築・設備工事取り合い調整業務

- エ 医療機器、情報システム等の設備条件確認・調整
- オ 医療機器等の関する設備条件への資料提供
- カ 各種打ち合わせへの参加

なお、上記各業務を行うに当たっては、別添「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院新中央診療棟整備基本計画」を参照すること。また、基本・実施設計の期間は平成29年7月から平成31年6月を想定している。

5 業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行に当たっては、当院と十分な連絡を保ち、処理方針については、当院の指示および承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 業務の遂行には、医療行政、病院整備および運営に関し、高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを配置しなければならない。
- (4) 受託者は、県及び市の保健・医療・福祉全般についての十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (5) 当院は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (6) 受託者は、当院に対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (7) 本業務の遂行によって生じる権利は、当院に帰属するものとする。
- (8) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (9) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に当院の承認を得るものとする。
- (10) 受託者は、出席した各種打ち合わせの要点を整理し、提出するものとする。
- (11) 受託者は、必要に応じて当院が開催する各会議等に参加し説明を行うこととする。なお、各会議で配布する資料は受託者が準備するものとし、事前に当院に提出し了承を得ることとする。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。成果品は Microsoft Word 又は Microsoft Excel を基本として作成し紙媒体にて3部、電子媒体（CD-R等）にて1部提出すものとする。

成果品のデータ書式、成果品の提出方法等については、当院と協議の上、決定する。

- (1) 運営計画策定支援業務
 - ① 運営マニュアル
 - ② 運営フロー
 - ③ 物流管理搬送計画書
- (2) 医療機器・什器・備品整備計画支援業務
 - ① 医療機器・什器・備品マスターリスト(更新)

- ② 医療機器・什器・備品配置図
- ③ 期中の医療機器入札仕様書
- (3) 医療情報システム整備支援業務
 - ① 医療情報システム仕様書
 - ② 医療情報システムベンダー選定要領・評価基準書
 - ③ 契約交渉支援成果物
 - ④ リハーサル支援成果物
- (4) 基本・実施設計支援業務
 - ① 設計との調整資料
- (5) その他
 - ① 会議録
 - ② その他付属資料一式

7 工程表等の提出

- (1) 受託者は、契約締結交渉の際、次の書類を提出し、当院の承諾を受けるものとする。
 - ア 工程表（当院が想定しているスケジュールに沿って作成することとするが、適切な案を提示することを妨げない。現時点の想定スケジュールは別紙のとおり）
 - イ 担当スタッフ一覧表
 - ウ その他、当院が必要に応じて指定する書類
- (2) 受託者は、上記（1）に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに当院に文書で報告し、承諾を受けなければならない。ただし、イについては、プロポーザル時における記載内容を下回ることはできない。

8 検査

- (1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、当院の検査の合格をもって業務の完了とする。
- (2) 検査に際しては、責任者を出席させるものとする。
- (3) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。業務が完了し、引渡し後であっても同様とする。
- (4) 検査および訂正等の措置に係る費用は、受託者の負担とする。

9 支払条件

- (1) 支払いは、各年度の支払額を当院と受託者が合意した後、着手時 30%、完了時 70%を支払うものとする。

10 その他

- (1) 「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院に係る第2期中期計画（平成27年度～平成31年度）」「岐阜県立多治見病院新中央診療棟基本計画」の内容に留意すること。

- (2) 本業務について必要な資料については、当院の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損または滅失しないよう丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。
- (3) 成果品については、必要に応じその全部または一部を広く地域住民に公表することもあるため、平易な表現で、図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。
- (4) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合および受託業務の細目については、当院と受託者で協議のうえ決定するものとする。

(別紙)

※ 新中央診療棟建設スケジュール

現時点では、新中央診療棟建設着工まで下記の予定で業務を進める予定をしている。

年	月	運営計画策定支援	医療機器・什器・備品整備計画支援	医療情報システム整備支援	【新中央診療棟建設】	
29	7	・運用フロー作成 ・運用計画と基本設計の調整	・部門別医療機器リスト精査 ・医療機器整備計画と基本設計の調整 ・情報システムとの整合確認	医療情報システム仕様書作成 募集要項作成	設計委託業者決定 基本設計	
29	10					
30	1					
30	4	・運用マニュアル支援 (電子カルテ関係)	・機器設備の与条件設定 ・部門別医療機器リスト更新・予算調整 ・什器・備品リスト作成支援	・システムベンダ選定支援 ・システム開発支援 ・システム設備の与条件設定 (医療情報システム開発)	実施設計	
30	7					
30	10					
31	1					
31	4	/	・新棟の医療機器調達仕様書作成支援	・医療情報システムリハーサル支援 ・部門システム調達仕様書作成支援 (医療情報システム 31年5月をめどに稼働)		
31	7					
31	10					
32	1					
32	4	新中央診療棟建設着工				

